

確定申告に備えて

大雪などの異常気象が発生し、各地では大変な被害を被っている状況が続いています。福山市近辺では雪の被害はほとんどありませんが、天候には十分な注意が必要だろと思ひます。さて、今年も確定申告が間近になってきましたので、申告の準備をよろしくお願ひします。今回の確定申告から以下のような変更がありますのでお知らせします。

主な変更点

1. 65歳以上の公的年金等の控除額が変更されました。

330万円未満の場合 改正前 140万円 \longrightarrow 改正後 120万円
20万円減

330万円以上の人は65歳未満の人と同じ額になりました。

* この控除額の変更に伴い税額が発生する場合には、確定申告の可能性もありますのでご相談ください。

2. 青色申告特別控除額が増えました。

改正前 55万円 \longrightarrow 改正後 65万円
10万円増

3. 簡易な簿記で処理している人に適用されている控除額45万円が廃止されました。

* これにより、簡易の簿記で記帳されている人は控除額10万円となりますので、注意が必要です。ただし、複式簿記で記帳すれば、65万円の控除が受けられます。

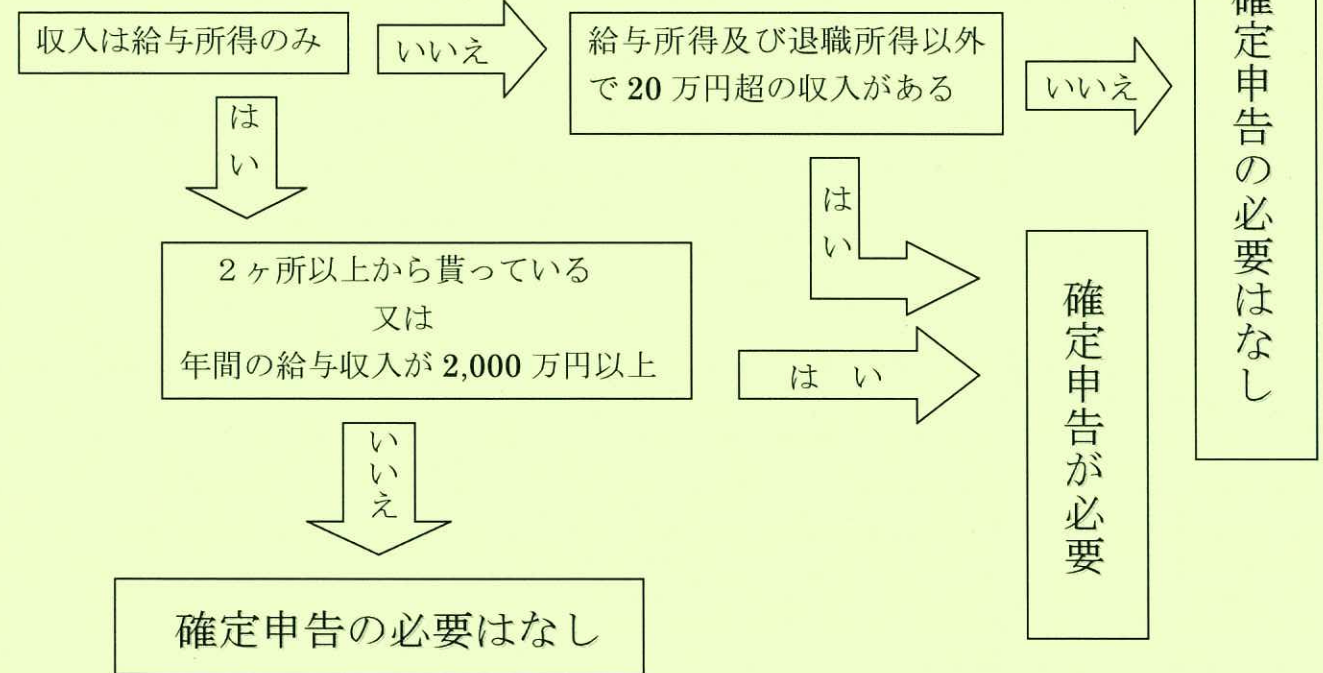
4. 住宅借入金等特別控除の適用範囲が拡大しました。

平成17年4月1日以後に取得した中古住宅については以下ようになります。

新耐震基準	満たしていない	満たしている
耐火建築物	築25年以内	築年数に制限がない
耐火建築物以外	築20年以内	

- * 1981年6月以降に建てられた建築物が、新耐震基準を満たしているものに該当します。ただ、耐震基準偽装問題もありますから、専門の方に見てもらったほうがいいかもしれません。
- * 購入した後に新耐震基準を満たす工事をした場合には対象となりませんので、注意してください。

◆ 確定申告が必要かどうかは以下を参照してください。



* 中途退職者は確定申告をすれば税金が戻ってくる可能性があります。

◆ 以下の控除を受ける人は必要な書類を用意してください。

所得金額又は所得税額を控除する内容	必要な書類
医療費控除① (支出額が10万円を超える場合)	・医療費の領収書
雑損控除② (損失額が5万円を超える場合)	・損失額の明細書 ・被災証明書、盗難証明書 ・災害関連支出の領収書
寄付金控除 (支出額が1万円を超える場合)	・寄付金の領収書
社会保険料控除	・国民健康保険料の納付書 ・国民年金控除証明書
生命保険料又は損害保険料控除	・保険料控除証明書
配当控除 (配当金を受け取った場合)	・配当支払調書
住宅借入金等特別控除 (住宅ローン控除がある場合) (注)	・住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書 ・家屋、土地の登記簿謄本(初年度のみ) ・売買契約書、請負契約書の写し(初年度のみ) ・住民票(初年度のみ)

(注) 合計所得が3,000万円を超える人は適用できません。

なお、上記の表において①及び②の対象となるのは本人及び本人と生計を共にしている人で、それ以外は本人のみとなります。

★ 確定申告の提出期限は2月16日から3月15日までです。